

7 墨監第 407 号
令和 7 年 9 月 12 日

墨田区長 山 本 亨 様

墨田区監査委員 岩 佐 一 郎
同 大 清 水 善 信
同 小 暮 和 敏
同 おおこし 勝 広

令和 6 年度墨田区内部統制評価報告書審査の結果について

地方自治法第 150 条第 5 項の規定に基づき、同条第 4 項に規定する報告書の審査を行ったので、次のとおり監査委員意見を付します。

1 審査の対象

令和 6 年度墨田区内部統制評価報告書

2 審査の着眼点

監査委員による令和 6 年度墨田区内部統制評価報告書の審査は、墨田区長が作成した同報告書について、墨田区長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われたかといった観点から検討を行い審査するものである。

3 審査の実施内容

令和 6 年度墨田区内部統制評価報告書について、墨田区長及び内部統制評価部局から報告を受け、「墨田区監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（令和 2 年総務省公表、令和 6 年 3 月改定）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

令和 6 年度墨田区内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

5 備考

(1) 財務に関する事務について

業務レベルの内部統制については、「手当の支給誤り」を重大な運用上の不備としながらも、「全体としては有効に機能している」との評価結果であるが、当該不備については、予防できなかったことを重く受け止め、今後は、ICT の観点を踏まえ全庁的な予防策の強化に努められたい。

墨田区
7 墨総総第 1408 号
7.9.12
総務部総務課

一方で、本事案は、最終的には区が設定した重大な不備に当たるかどうかの判断基準内に損害を抑えることができた。この点で、内部統制が「全体としては有効に機能している」との評価結果は相当であると認める。

また、運用上の不備に係る全庁的な共通リスクについては、全庁横断的な対策を講じるなど、予防策の一層の強化に期待する。

(2) 個人情報を取り扱う事務について

個人情報の漏洩事故については、令和5年度の審査結果の「備考」において、予防策の実効性向上について述べたにもかかわらず、件数が増加したことについて深刻に受け止めるべきであり、全庁を挙げた実効性のある予防策の実施を強く求める。

(3) 推進部局と評価部局について

内部統制の評価に当たっては、推進部局と評価部局の事務局を分離するなど、評価体制の更なる独立性の確保に期待する。

(4) 内部統制対象事務以外の事務に関する取扱い

不適切保育の事案について記載されているが、内部統制対象事務以外の事務から生じた不備に関して、内部統制評価の観点からどのように取り扱うべきか、今後十分に検討されたい。

